

## 独立行政法人日本万国博覧会記念機構 業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務の執行)

策2条 機構の業務は、通則法及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成14年法律第125号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行うものとする。

### (用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法及び機構法において使用する用語の例による。

### (緑地の整備及び文化的施設の設置運営に関する業務)

第4条 機構は、日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運営するものとする。

### (日本万国博覧会記念基金の管理及び運用並びに助成金の交付に関する業務)

第5条 日本万国博覧会記念基金は、永く保全し、安全、確実かつ有利な方法により管理し、及び運用するとともに、運用収益により日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に対し、申請に基づき審査を行い、助成金を交付する。

### (附帯業務)

第6条 機構は、第4条から前条までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

### (業務委託に関する基準)

第7条 機構は、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 機構は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案するものとする。

3 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとする。

### (契約に関する基本的事項)

第8条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、次の各号に掲げる場合を除き、公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

- 二 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが不利と認められるとき。
- 四 契約に係る予定価格が少額であるとき。
- 五 その他業務の運営上特に必要があるとき。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日（平成15年10月1日）から施行する。